

御杖村 令和6年度水質検査計画

御杖村 住民生活課

御杖村では、水道法第24条の2の規定に則り、水質検査の結果その他水道事業に関する情報について簡易水道利用者に向けて情報提供を行っている。そのうち水質検査計画については、水道法施行規則第15条第6項及び第17条の2の規定により、毎事業年度の開始前に策定のうち水質検査の需要者に対して情報提供することとされているところである。

これに従い、令和6年度水質検査計画を策定したのでここに公開する。

◆ 水質検査計画とは

水道法施行規則第15条第6項の規定により、水道事業者は、水源種別、過去の水質検査結果、水源周辺の状況等を総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた水質検査計画を作成することとされている。

◆ 御杖村の水質検査計画

概要

御杖村の水質検査計画の概要は次の通りである。

- (1) 基本方針
- (2) 水道事業の概要
- (3) 原水及び浄水の水質状況
- (4) 検査（採水）地点
- (5) 水質検査項目と検査頻度
- (6) 臨時の水質検査
- (7) 水質検査方法
- (8) 水質検査計画及び検査結果の公表
- (9) 水質検査の評価
- (10) 水質検査の制度と信頼性保証
- (11) 関係者との連携

1 基本方針

『安全な水を安定的に供給するため、効果的・効率的な水質検査を実施する』

2 水道事業の概要

村内には簡易水道が5箇所あり、うち4箇所（神末地区、菅野地区、土屋原地区、桃俣地区）を村が、1箇所（小屋地区の一部）を民間が管理している。

各施設の概要は下表の通りである。

表 各施設の概要

施設名	水源地（種別）	処理方法	配水方法
神末簡易水道	神末川（表流水）	緩速ろ過；後塩素処理	自然流下
菅野	シラカミ谷（表流水）	〃	〃
土屋原	青蓮寺川（表流水）	〃	〃
桃俣	芦谷川（表流水）	〃	〃

3 原水及び浄水の水質状況

いずれの水系も生活排水が混入する可能性は低く、通常、水質は良好であるが、表流水であるため降雨時に濁度が上昇しやすい。

4 検査（採水）地点

- （1） 給水栓
各地区の管末（集会所等）で採水を行う。
- （2） 水源
各浄水場の取水地で採水を行う。

5 水質検査項目と検査頻度

- （1） 給水栓
毎日検査は、色、濁り及び残留塩素の3項目について行う。（毎日）
毎月検査は、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素の量）、pH値及び毎日検査3項目の8項目について行う。（毎月）
省略不可項目検査は、亜硝酸体窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド並びに毎月検査8項目の19項目について行う。（年4回）
かび臭検査は、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについて行う。（年4回、6月～9月）
浄水全項目検査は、水質基準項目51項目について行う。（3年に1回）

(2) 水源

原水全項目検査は、水質基準項目 51 項目から味・消毒副生成物を除く 39 項目及びアンモニア態窒素について行う。(年 1 回)

病原微生物検査は、大腸菌及び嫌気性芽胞菌について行う。(年 2 回)

6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のいずれかの場合に行う。

- (1) 浄水に原因不明の高色度又は高濁度を確認したとき
- (2) 水源地流域で魚類の死骸が複数確認されたとき
- (3) 原水又は浄水に臭気等による異常があったとき

7 水質検査方法

毎日検査を除く水質検査を奈良広域水質検査センター組合（御所市）に委託する。
毎日検査は目視等の方法により職員が行う。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度作成し、住民生活課においてホームページで公表する。

9 水質検査結果の評価

水質基準は水道水が満たすべき水質上の要件であり、すべてを満たす必要がある。従って、検査結果の評価は検査ごとに行い、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行って、基準を満たす水質を確保する。

10 水質検査の制度と信頼性保証

奈良広域水質検査センター組合において水質検査の制度管理等を行うことにより、水質検査に関する信頼性の確保を図る。

11 関係者との連携

水源地等で水質汚染事故が発生した場合、奈良広域水質検査センター組合、中和保健所及び県地域振興部地域政策課と情報交換を図りながら現地調査を行い、必要に応じて水質検査を行う。